

浦 監 第 4 6 号
令和 6 年 4 月 26 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 長 野 延 雄

浦安市監査委員 宝 新

浦安市職員措置請求について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 3 月 21 日に提出された浦安市職員措置請求について、その結果を別紙のとおり公表します。

浦安市職員措置請求について

令和6年3月21日付けで提出された標記の件について、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定される住民監査請求の要件を欠くものであると判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定した。

記

1 請求要旨

令和4年5月13日に（有）共生園緑化と締結した「富岡他7地区街路緑道植栽管理業務委託契約」において、「市道幹線4号植樹管理（抜根除草・機械除草）3回目」が「市道幹線4号植樹管理（高木剪定）45本（以下「高木剪定45本」という。）」に振り替えて行われたとして、検査調書が「合格」と判定され、令和5年4月7日に支払いがされた。

しかし、振替に際し変更契約は締結されておらず、振替作業の事前の積算額の算出及び比較も行われていない。

「高木剪定45本」の振替に関わる適法な書類がないにもかかわらず、みどり公園課検査職員（以下「検査職員」という。）が「合格」の検査調書を作成したことは違法であり、違法な検査調書に基づき、みどり公園課長（以下「課長」という。）が公金の支出を命令し、公金の支出がされたことは不当・違法である。

課長及び検査職員が連帯して、15,895,000円を市に返還すること、及び市長は再発防止策を講じることを監査委員が市長に勧告することを請求する。

2 判断理由

本件措置請求について、次のように判断した。

本件請求は、令和4年5月13日締結の「富岡他7地区街路緑道植栽管理業務委託」契約において、振替として行われた「高木剪定45本」について、変更契約の締結や、振替作業の事前の積算額の算出及び比較などの振替に関

わる適法な書類がないにもかかわらず「合格」とした検査調書に基づき、不当・違法な公金の支出がされたとし、同課長及び検査職員に対し、損害額を市に返還すること、及び市長に対し再発防止策を講じることを求めるものと解される。

これは、不当とする理由は異なるものの、請求人が令和5年9月28日付けで行った同一の「富岡他7地区街路緑道植栽管理業務委託（令和4年5月13日締結）の不当・違法な公金の支出」に対する住民監査請求であり、既に令和5年11月27日付けで「請求人の主張には当たらず、請求には理由がない」との監査結果の通知がなされているものである。

既になされた住民監査請求と同一の住民監査請求を行うことの可否については、「法第242条第1項の規定による住民監査請求に対し、同条第3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法第242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。所論は、先の監査請求と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求であっても、新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を資料として提出する場合には、別個の監査請求として適法である旨主張するが、かかる見解は採用することができない。」（最高裁判所 昭和62年2月20日判決）と解されており、既になされた住民監査請求と同一の住民監査請求は、上記最高裁判所判決で示された、同一住民が先に監査請求の対象とした監査請求を重ねて行うことは許されないとの原則により不適法な住民監査請求となる。

したがって、本件措置請求は令和5年9月28日提出の請求の反復と認め、上記最高裁判所判決で示された原則を適用し、適法な請求ではないと判断した。

以上のことから、本件措置請求を却下とする。